

## 制度の解説

### 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム Japan Exchange and Teaching Program)

地方公共団体が、外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流を推進することを目的として、外国青年を外国語指導助手、国際交流員、又はスポーツ国際交流員として招致する事業。受入主体は地方公共団体であるが、総務省、外務省、文部科学省、(一財)自治体国際化協会が募集、選考、配置、活用支援などを担っている。経費は全額地方公共団体が負担するが、普通地方交付税措置がある。本県(県及び市町村)では、令和7年度に国際交流員7名、外国語指導助手138名の計145名を招致した。(令和7年12月末日現在)

### 青年海外協力隊/海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上にある国々へ、技術・技能等を持った日本の青年ボランティアを派遣し、その国づくりに協力することを目的として昭和40年に発足した政府事業で、事業発足以来、参加した隊員数は58,533名に上っている(令和7年12月末時点)。応募資格は青年海外協力隊が満20歳から45歳まで、海外協力隊が満46歳から69歳までの日本国籍を持つ心身ともに健康な者。派遣職種は計画行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保険・医療、社会福祉分野の約200種。派遣国はアジア、アフリカ、中南米、大洋州、中東の約70か国(国により要請職種が異なる)。派遣前に訓練所(福島県二本松、長野県駒ヶ根のいずれか)に入所し、合宿制により、協力隊の目的、受入国の事情、語学等の訓練を45日間～70日間程度受ける。派遣期間は原則として2年(単身赴任)。現地生活費、住居又は住居費が提供され、また、協力活動完了金として、教員などの現職のまま参加する隊員を除き、活動期間を満了した隊員に対して帰国時一括支給される。有給休職措置で協力隊に参加する者の勤務先に対し、同隊員の雇用を継続するための必要経費として算出した一定の額を補填する制度がある。募集時期は春期と秋期の年2回。

### シニア海外協力隊

シニア海外協力隊事業は、開発途上国からの技術援助の要請に応えるとともに、中高年の方々の、途上国の発展のために貢献したいという強い希望を実現させるために制度化された。2018年秋募集の制度変更を経て、現在応募資格は満20歳以上69歳以下となっており、より専門的な経験・技能が求められる。派遣職種は計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉、渉外促進、日本語教育の11分野。派遣国はアジア、アフリカ、中南米、大洋州、中東の約60か国。派遣期間は原則として2年間(単身赴任)。募集時期は春期と秋期の年2回。

### 青年海外協力隊・シニア海外協力隊短期派遣

平成17年度春募集より設置された制度。JICA海外協力隊の派遣期間はおおむね2年であるが、短期派遣制度を設定することにより募集の門戸を広げ、より柔軟かつ効果的にボランティア人員を派遣することが設置のねらい。応募資格、派遣職種、派遣国とも長期ボランティアと同様であるが、応募は職種ではなく案件に対して行うこととなる。案件はJICA海外協力隊経験者が応募できる長期ボランティアの中継ぎ・活動環境の確認整備と、未経験者でも応募可能な長期ボランティアの補完支援活動の2タイプである。

### 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊

中南米地域における日系社会を対象に、その一層の発展を支援するために、優秀な技術とボランティア精神に満ちあふれた方々を派遣する制度(日系社会青年海外協力隊は満20歳から45歳まで、日系社会海外協力隊は満46歳から69歳まで)。派遣期間は原則として2年間(単身赴任)。派遣国は中南米の約5か国。派遣職種は日本語学校教師、野球、その他。募集時期は春期と秋期の年2回。

### 日系社会シニア海外協力隊

中南米地域における日系社会を対象に、その一層の発展を支援するために、一定以上の経験・

技能等があり、ボランティア精神に満ちあふれた方々(満20歳以上69歳以下)を派遣する制度。派遣期間は原則として2年間(単身赴任)、派遣国は中南米の約5か国。派遣職種は、日本語教育、保健、福祉、その他。募集時期は春期と秋期の年2回。

(参考) 協力隊の制度変更について(2018年秋募集から)

従来の年齢による区分を改め、幅広い職種で応募可能な案件を「一般案件」、一定以上の経験・技能等が必要な案件を「シニア案件」とする案件による区分となった。新しい区分と呼称は以下の表のとおり。

	新呼称	旧呼称
総称	JICA海外協力隊	JICAボランティア
一般案件	青年海外協力隊 (46歳以上の方は海外協力隊)	青年海外協力隊 (満20歳から39歳)
	日系社会青年海外協力隊 (46歳以上の方は日系社会協力隊)	日系社会青年ボランティア (満20歳から39歳)
シニア案件	シニア海外協力隊	シニア海外ボランティア (満40歳から69歳)
	日系社会シニア海外協力隊	日系社会シニアボランティア (満40歳から69歳)

### 県費留学生受入事業

中南米に移住した福島県出身者の子弟のうちから優秀な人物を留学生として県内の大学等に受け入れ、帰国後は移住国の経済、教育の振興に貢献させ、国際親善と文化の交流に寄与するもの。昭和40年度から開始された。対象国は中南米国である。留学生は県内の大学、短大等で1年間学ぶ。経費は県費で賄われる。これまで延べ211名を受け入れ。(平成23年度～平成25年度は東日本大震災により休止、令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休止。)

### 福島県中南米移住者子弟研修受入事業

中南米在住の福島県出身者の子弟青年を本県に受け入れ、県内での研修や交流を通じて、移住の歴史に学ぶとともに両国の相互理解を深めることにより、県人会活動の中核を担い、将来にわたる関係国の親善・発展に寄与する人材を育成することを目的に実施。平成18年度から令和7年度までに96名を受け入れている。(平成23・24年度は東日本大震災、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休止。令和3年度はオンラインで実施。)

### 福島県北米移住者子弟研修受入事業

北米在住の福島県出身者の子弟青年を本県に受け入れ、県内での研修や交流を通じて、移住の歴史に学ぶとともに両国の相互理解を深めることにより、県人会活動の中核を担い、将来にわたる関係国の親善・発展に寄与する人材を育成することを目的に実施。平成21年度から令和7年度までに56名を受け入れている。(平成23・24年度は東日本大震災、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休止。令和3年度はオンラインで実施。)

### 福島地域通訳案内士制度

通訳案内士法において、福島県内に限り、特例として認められた資格で、研修を終了し、口述試験に合格し、かつ県へ登録を行った者は、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて案内を行うことができる。(※現時点で、新規登録申請のための試験は実施していない。平成30年1月4日に「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」が施行され、有資格者以外による業務従事を禁ずる「業務独占」規制が廃止され、誰もが通訳ガイド業務に従事できるとしたうえで、有資格者以外がこの資格名称を使用することを禁じる「名称独占」のみ存続することとなった。)

### 外国人住民

県内に住所を有している外国籍の者。

### 在留外国人

3月以上の在留期間の在留資格を有している外国籍の者。

### 国際交流

人や情報(思想や文化などを含む)などが国を越えて行き交うこと。ただし、国内にいる外国人との交流も国際交流に含まれる。狭義では、国際協力や在住外国人への支援協力を除くが、広義では、それらを含めて使われる。ここでは、広義の意味で使う。

### 国際協力

開発途上国やその人々に対する援助。開発援助。まれに、国際的な協力という文字通りの意味で使われるが、ここでは前者の意味で用いる。

### 国際貢献

国際社会の一員として、より良い秩序作りのために協力すること。開発途上国への援助等。「国際協力」と同義の言葉として使われることも多いが、国際協力が主に開発途上国への経済援助や技術協力、人材育成等を目的としているのに対し、国際貢献は途上国に限定されない国際社会全体を対象とし、また国際社会の平和と発展のための活動という意味合いも含まれるため、国際協力より広義な概念と考えられる。

### 地球市民

平和、環境、人権、貧困などの地球規模の課題を理解し、その解決に向けた実践を、日々の生活において、地域において、あるいは国を越えて行う人々。無駄なアイドリングを止める人も、地雷廃絶の運動を世界規模で展開する人も、地球市民である。もともと市民には、国政に参与する地位にある国民(=公民)という意味があり、それが「地球」とつながって、国家を超えて、「地球」という共同体の一員としてその在り方を決めるために行動する、という意味を持つようになった。

### 地球規模問題

環境、自然保護、貧困、人口、文化的多様性の確保など、地球規模での取組が必要な課題。

### 国際理解教育、国際理解

広狭意義があるが、ユネスコの1974年勧告「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」では次のとおり。

1. すべての段階及び形態の教育に国際的側面及び世界的視点をもたせること。
2. すべての民族並びにその文化、文明、価値及び生活様式(国内の民族文化及び他国民の文化を含む。)に対する理解と尊重
3. 諸民族及び諸国民の間に世界的な相互依存関係が増大していることの認識
4. 他の人々と交信する能力
5. 権利を知るだけでなく、個人、社会的集団及び国家にはそれぞれ相互の間に権利のみならず負うべき義務もあることを認識すること。
6. 国際的な連帯及び協力の必要についての理解
7. 個人がその属する社会、国家及び世界全体の諸問題の解決への参加を用意すること。

このうち、2や3(あるいは4を含めて)を国際理解教育として使う場合もある。ここではこれらすべてを含めた意味で用いる。「国際理解」は、2の異文化理解を中心に3から7までを含めた意で用いる。

### 開発教育

「開発教育」は1960年代後半に北欧諸国で始まりました。その目的は当初、開発途上国の文化や社会、そこで暮らす人々の生活を本国の人々に知ってもらうために働きけることでした。しかし近年は、環境問題に代表されるように、途上国の問題が実は先進国とも密接に関わっていることが認識され、地球全体の問題への理解と解決のための行動が必要だとの意識を広めるといった役割を担うようになっていく。

現在の「開発教育」は、まず開発途上国の現状やこれらの国々が抱える課題について理解を深めること、そして国際協力の大切さを認識して、開発途上国と先進国の関係を含め、国際社会の問題の解決に向けて何らかの形で参加する態度を養うことを目的としている。

### NGO (Non-governmental organization)

非政府組織の略称で、もともとは国連の場で政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉。最近では NGO という言葉は、開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府・非営利組織を指す場合に使われています。現在、国際協力活動に取り組んでいる日本の NGO の数は、400 団体以上あると言われている。

### NPO (Non-profit Organization)

民間非営利団体。様々な社会貢献活動(事業も含む)を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない 団体の総称です。実質的に NGO と同義である。NGO が国際的な活動をする団体に使われることが多いのに対し、国内で社会福祉など国内の公益を追求する活動をする非営利組織についていうことが多い。狭義では特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人を指す。

### ボランティア

ボランティアとは、「営利を目的とせず、自発的な意志に基づき不特定多数の利益のために行う市民による社会貢献活動」(「ボランティア活動ガイド」)とされている。

### 多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### SDGs

人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030 年までに達成すべき 17 の目標。「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」です。



(出典：国際連合広報センター「SDGs ロゴ」、同センターウェブサイト (令和 8 年 2 月 19 日確認))

## 在留資格一覽表

### 入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格）

#### 一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使，公使，総領事，代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員，国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年，3年，1年，3月，30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年，3年，1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家，画家，著述家等	5年，3年，1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年，3年，1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者，カメラマン	5年，3年，1年又は3月

#### 二の表（就労資格，上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハマまでのいずれかに該当する活動であつて，我が イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活	ポイント制による高度人材	5年

	国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動		無期限
		ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動		
		ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動		
		ニ 2号イからハマまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハマまでのいずれかに該当する活動を除く。)		
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(一の表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	
技術・人文知識	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月	

・ 国際業務	企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）			
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動		外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間（3年を超えない範囲）
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する		

	業務に従事する活動		
3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		

三の表 (非就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学, 研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年, 1年, 6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光, 保養, スポーツ, 親族の訪問, 見学, 講習又は会合への参加, 業務連絡その他これらに類似する活動	観光客, 会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表 (非就労資格, 上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学, 高等専門学校, 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部, 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部, 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部, 専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間(4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習1号, この表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年, 6月又は3月
家族滞在	一の表の教授, 芸術, 宗教, 報道, 二の表の高度専門職, 経営・管理, 法律・会計業務, 医療, 研究, 教育, 技術・人文知識・国際業務, 企業内転勤, 介護, 興行, 技能, 特定技能2号, 三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)



五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人，ワーキング・ホリデー，経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年，3年，1年，6月，3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年，3年，1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年，3年，1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民，日系3世，中国残留邦人等	5年，3年，1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

（出典：出入国在留管理庁ホームページ 「在留資格一覧」より）

略語集

<b>AET</b>	Assistant English Teacher 英語指導助手
<b>AJET (I-ジエット)</b>	The Association for Japan Exchange and Teaching JETプログラム参加者の会 福島県のJETプログラム参加者の会はFujet という。
<b>ALT</b>	Assistant Language Teacher 外国語指導助手
<b>B.C.</b>	British Columbia BC州(カナダの)ブリティッシュ・コロンビア州
<b>CIQ</b>	Customs Immigration Quarantine 税関・出入国管理・検疫
<b>CIR</b>	Coordinator for International Relations 国際交流員
<b>EFL</b>	English as a Foreign Language 外国語としての英語
<b>ESL</b>	English as a Second Language 第二言語としての英語 EFLと同じ意
<b>ETC</b>	English Teachers' Consultant 英語指導主事
<b>FIA</b>	Fukushima International Association (公財)福島県国際交流協会
<b>IULA (ユラ)</b>	International Union of Local Authorities 国際地方自治体連合
<b>JET (ジエット)</b>	The Japan Exchange and Teaching Programme JETプログラム 語学指導等を行う外国青年招致事業
<b>JET青年</b>	JETプログラム (上記参照)に参加する青年
<b>JETA A (ジエットI-I)</b>	JET Alumni Association JETプログラム同窓会

<b>J I T C O</b> (ｼﾞｯｺ)	Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization (公財)国際人材協力機構
<b>J N T O</b>	Japan National Tourism Organization (独)国際観光振興機構(通称:日本政府観光局)
<b>J O C V</b> (J V)	Japan Overseas Cooperation Volunteers 青年海外協力隊
<b>J T E</b>	Japanese Teacher of English 日本人英語指導者
<b>M I C E</b> (ﾏｲｽ)	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、 展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称
<b>N G O</b>	Non-governmental Organization 非政府組織。国際協力活動を目的とする団体を指すことが多い。
<b>S E A</b>	Sports Exchange Advisor スポーツ国際交流員